

## 大垣市景観遺産募集事業概要（案）

### （目的）

後世に伝承すべき景観を有する※建造物等について、大垣市景観遺産として指定し、その保存・活用を通じ、地域の景観まちづくりを推進することを目的として、広く市民等が残したい景観として考えているものを募集するもの。

※建造物等とは：建造物は、建築基準法に規定される建築物、工作物を総称するものです。景観遺産は、建造物に加え、樹木や山、川、まちなみ等の風景を含んでいるため、これらを総称して建造物等としています。

### （スケジュール）

平成21年	7月～9月	募集期間
	10月～1月	応募物件の資料とりまとめ及び審査
	2月～3月	景観遺産の指定及び発表 広報おおがき、市ホームページに掲載

### （応募資格）

どなたでも応募可

### （募集方法等）

所定の応募用紙に、景観遺産の名称・所在地・概要、推薦の理由、推薦者の住所・氏名・学校名・学年・電話番号を明記し、都市計画課へ提出（郵送可）。その他、FAX、Eメール、市ホームページ等でも応募可。

### （PR方法等）

広報おおがき、市ホームページ、リーフレット（別添資料参照）、ポスター等を活用しPRします。リーフレットは市内の小学5・6年生・中学生に配布し、学校関係、関係団体、市施設等へリーフレット、ポスターを配布します。

### （審査）

委員の皆様、現地視察を含めた応募物件の審査を行っていただき、委員会として景観遺産を選考した後、市長へ推薦します。

### （指定等）

景観遺産に指定された物件には景観遺産のプレートを設置します。また、審査結果については、広報おおがき、市ホームページに掲載します。